地方更生保護委員会事務局組織規則の一部を改正する省令

地方更生保護委員会事務局組織規則（平成二十年法務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「、地方更生保護委員会事務局に更生保護管理官それぞれ一人を」を削り、「首席審査官一人」を「更生保護管理官一人、調整指導官一人及び首席審査官一人を、中部地方更生保護委員会事務局、近畿地方更生保護委員会事務局及び中国地方更生保護委員会事務局にそれぞれ更生保護管理官一人及び調整指導官一人を、その他の地方更生保護委員会事務局にそれぞれ更生保護管理官一人」に改める。

第三条第十二号中「関東地方更生保護委員会事務局」を「中部地方更生保護委員会事務局、近畿地方更生保護委員会事務局及び中国地方更生保護委員会事務局」に改め、「事務を」の下に「、その他の地方更生保護委員会事務局（関東地方更生保護委員会事務局を除く。）の総務課においては、第四条の二及び第五条各号に掲げる事務をそれぞれ」を加える。

第四条第一号中「総務課」の下に「及び調整指導官」を加える。

第四条の次に次の一条を加える。

（調整指導官の職務）

第四条の二　調整指導官は、刑事施設、少年院又は婦人補導院に収容されている者に対する生活環境の調整に関する事務をつかさどる。

第五条第一号、第三号及び第八号中「関すること」の下に「（調整指導官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条中第十号を第十一号とし、同条第九号中「仮釈放を許された者」の下に「、保護観察付一部猶予者」を加え、「対する」を「ついてする」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九　刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十七条の三第一項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成二十五年法律第五十号）第四条第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受けた者（以下「保護観察付一部猶予者」という。）の住居を特定し、又はその処分を取り消す処分に関すること（調整指導官の所掌に属するものを除く。）。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第四条第一号の改正規定、第五条中第十号を第十一号とする改正規定、同条第九号の改正規定及び同号を同条第十号とし、同条第八号の次に一号を加える改正規定は、刑法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十九号）の施行の日から施行する。

○法務省令第二十六号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第二十一条第四項、第二十二条第三項及び第二十三条第二項の規定に基づき、地方入国管理局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

法務大臣　岩城　光英

地方入国管理局組織規則の一部を改正する省令

地方入国管理局組織規則（平成十三年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「名古屋入国管理局に審査監理官一人、警備監理官一人、首席審査官六人」を「名古屋入国管理局に審査監理官一人、警備監理官一人、首席審査官七人」に改める。

第七条第一項第十三号中「一時庇護」を「一時庇護（ひ）」に改め、同項第二十二号中「処分」の下に「、難民の認定の申請に係る不作為」を加え、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第七条第二項の表東京入国管理局の項分担事務の欄中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同表

審査管理担当	前項第二号から第五号まで、第八号、第十号、第十二号、第二十七号及び第二十八号に掲げる事務並びに第二十九号に掲げる事務（就労審査担当、留学・研修審査担当、永住審査担当、難民調査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）

を

審査管理担当	前項第二号から第五号まで、第八号、第十号、第十二号、第二十七号及び第二十八号に掲げる事務並びに第二十九号に掲げる事務（就労審査担当、留学・研修審査担当、永住審査担当、難民調査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）
永住審査担当	前項第十三号、第十四号及び第十六号に掲げる事務、難民の認定に関する同項第二号、第六号、第八号、第十号、第十五号及び第二十九号に掲げる事務並びに身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、同項第一号、第六号から第十一号まで及び第二十九号に掲げる事務
審判担当	前項第十七号から第二十五号までに掲げる事務並びに異議申立てに関する同項第二号、第六号、第十五号及び第二十九号に掲げる事務（審査管理担当、就労審査担当、留学・研修審査担当、永住審査担当が分担する事務を除く。）

を

永住審査担当	前項第十三号、第十四号及び第十六号に掲げる事務、難民の認定に関する同項第二号、第六号、第八号、第十号、第十五号及び第二十九号に掲げる事務並びに身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、同項第一号、第六号から第十一号まで及び第二十九号に掲げる事務
審判担当	前項第十七号から第二十五号までに掲げる事務並びに異議申立てに関する同項第二号、第六号、第十五号及び第二十九号に掲げる事務（審査管理担当、就労審査担当、留学・研修審査担当、永住審査担当が分担する事務を除く。）

に改め、同表大阪入国管理局の項分担事務の欄及び広島入国管理局の項分担事務の欄中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第十五条第二項の表東京入国管理局成田空港支局の項分担事務の欄及び東京入国管理局横浜支局の項分担事務の欄中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第二十条中「東京入国管理局」の下に「水戸出張所、同局」を、「新潟出張所」の下に「、名古屋入国管理局金沢出張所、同局静岡出張所」を加える。

千歳苫小牧出張所	「千歳苫小牧出張所
新潟出張所	新潟出張所
京都出張所	金沢出張所
岡山出張所	静岡出張所
第二十一条の表下関出張所の項中	京都出張所を
博多港出張所	岡山出張所
鹿児島出張所	下関出張所に改める。
那覇空港出張所	博多港出張所
	鹿児島出張所
	那覇空港出張所」

第二十二条第一項中「二百四十人」を「二百四十四人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

名古屋入国管理局の項中